

シェッド個別施設計画

令和7年4月

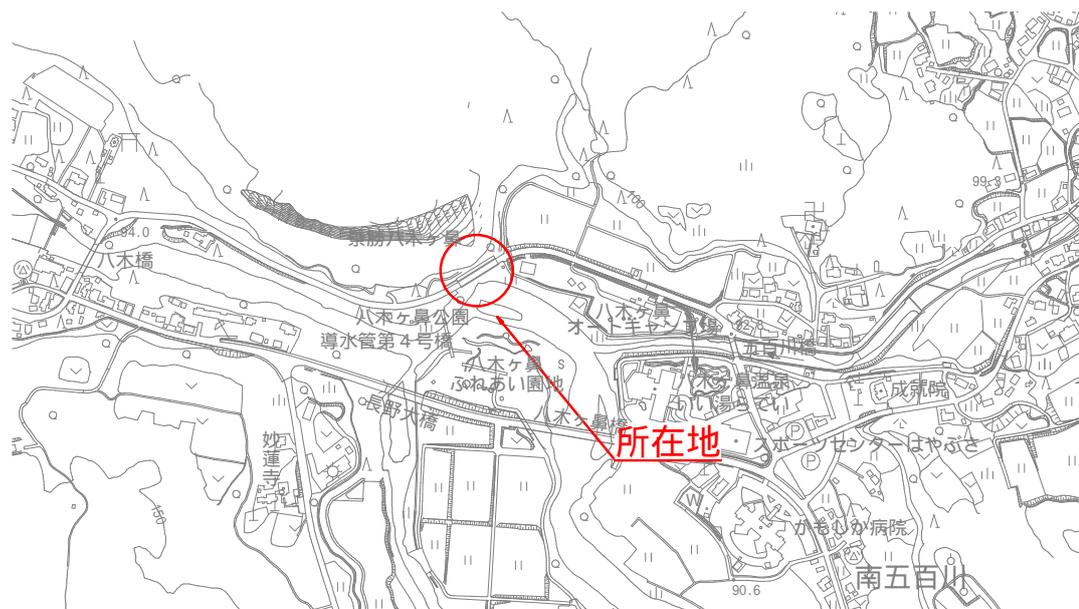
三条市

目 次

- 1．対象施設
- 2．シェッドの現状と課題
 - 2 - 1 シェッドの現状
 - 2 - 2 シェッドの課題
- 3．シェッドの維持管理の基本的な考え方
 - 3 - 1 シェッド管理の基本方針
 - 3 - 2 点検方法・点検頻度
- 4．計画全体の方針
 - 4 - 1 老朽化対策における基本方針
 - 4 - 2 新技術等の活用方針
 - 4 - 3 費用の縮減に関する具体的な方針
- 5．計画期間
- 6．対策の優先順位
- 7．シェッドの状態・対策内容・実施時期
 - 7 - 1 点検結果
 - 7 - 2 対策内容
 - 7 - 3 実施時期
- 7．記録

1. 対象施設

路線名	名称	延長(m)	幅員(m)	建設年次
市道八木ヶ鼻旧国道線	八木スノーシェッド	60.3	9.0	1980



2. シェッドの現状と課題

2-1 シェッドの現状

三条市が管理するシェッドは、平成30年4月1日現在1本あり、建設後から38年経過している現状です。

平成28年度に定期点検を実施しました。

2-2 シェッドの課題

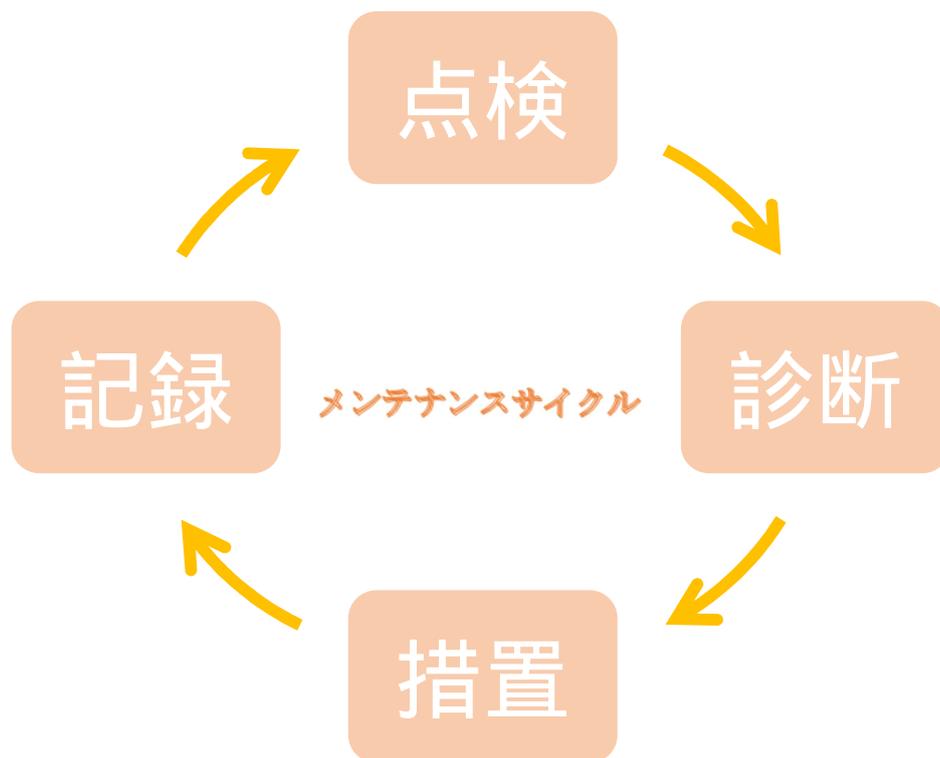
三条市において管理するシェッド（八木スノーシェッド）は中山間地域に位置するシェッドが担う役割は比較的大きく、市民の生活のみならず、災害時の救助・物資の輸送等の緊急活動を迅速に行うためにも重要な基盤施設です。従って、今後は生活の利便性と安全性の確保、また地域活性化のためにも、より計画的なシェッドの維持管理を行い、限られた財源の中で効率的に施設を維持していく必要があります。

3 . シェッドの維持管理の基本的な考え方

3 - 1 シェッド管理の基本方針

シェッドの老朽化対策を確実に進めるため、点検から始まり、診断、措置、記録というメンテナンスサイクルを構築します。

メンテナンスサイクルの推進により、適切な維持管理を実施します。



シェッドのメンテナンスサイクル

3 - 2 点検方法・点検頻度

三条市が管理するシェッドの定期点検は、「シェッド、大型カルバート等定期点検要領（国土交通省道路局 平成31年2月）」に基づき実施し、5年に1回の頻度で近接目視による点検を実施し、健全性の判定を4段階で区分してシェッドの状態を確認します。

その後、点検・診断結果に基づき必要な措置を適切な時期にメンテナンスサイクルを講ずることで老朽化対策を行います。

3 - 3 健全性の診断

シェッド、大型カルバート等の健全性の診断結果の分類に関する告示（平成31年2月 国土交通省道路局）より

区 分	状 態
健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

「判定区分 」は、監視や対策を行う必要のない状態をいう。

「判定区分 」は、状況に応じて、監視や対策を行うことが望ましい状態をいう。

「判定区分 」は、早期に監視や対策を行う必要がある状態をいう。

「判定区分 」は、緊急に対策を行う必要がある状態をいう。



近接目視による点検

4．計画全体の方針

4 - 1 老朽化対策における基本方針

5年に1度の定期点検を実施し、その結果を踏まえた概ね10年の個別施設計画を策定する。また、新たな点検結果を得た場合は、計画の見直しを行い、個別施設計画の更新を行い、老朽化対策を行っていく。

4 - 2 新技術等の活用方針

修繕や点検等に係る新技術等の活用の検討を行うとともに、できる限り費用の縮減や事業の効率化等の効果が見込まれる新技術を活用することを目標とする。

4 - 3 費用の縮減に関する具体的な方針

(新技術の活用)

令和9年度までに、1施設の定期点検について新技術の活用を検討し、10千円程度のコスト削減を目指す。

(集約・撤去)

集約化・撤去の検討を行った結果、対象となる管理施設は市街地と集落を結ぶ重要な路線であり、隣接する迂回路を通行した場合、約2km(所要時間5分)を迂回することになり、社会的活動等に影響を与えるため集約化・撤去を行うことは困難である。

なお、周辺状況や施設利用状況の変化により、集約化・撤去については、必要に応じて再度検討を行うものとする。

5．計画期間

5 - 1 計画期間の考え方

計画期間は平成30年から令和9年の10年とします。なお、点検結果等を踏まえ、適宜、計画を更新することとします。

6．対策の優先順位(補修計画の方針)

6 - 1 優先順位の考え方

対策の優先順位は、点検結果に基づきトンネルの健全度判定、損傷の程度、

第三者被害の影響等を総合的に勘案して判断します。

7. シェッドの状態・対策内容・実施時期

7-1 点検結果

名称	点検結果									
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
八木スノーシェッド										

平成28年度定期点検結果は判定区分

7-2 対策内容

措置が必要な箇所一覧

【対策工】

(百万円)

名称	変状種類	対策方針	対策費用
八木スノーシェッド	漏水	漏水対策	4.6
	補修材の損傷	補修材の修繕	

平成28年度点検調書、令和3年度点検調書より

7-3 実施時期

(箇所)

名称	定期点検									
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
八木スノーシェッド				1					1	
	修繕計画									
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9

平成28年度定期点検判定区分 により、修繕計画は経過観察とする。

令和3年度定期点検判定区分 により、修繕計画は経過観察とする。

8. 記録

点検及び撤去、更新、交換、廃止等を行った際には、その内容と実施時期等の履歴を確実に記録し、これを保管する。